「142」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
内装容器	外装容器
ファイバ板製容器	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2，4N
金属製容器	
木製容器	
プラスチック製容器	
プラスチックトレイ	
プラスチック袋	
紙袋	
紙シーツ	

㈱　トレイは、仕切りの付いたものに限ること。

「143」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		単一容器又は複合容器
内装容器	外装容器	容器の種類
クラフト紙袋	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2，4N	6HH2
プラスチック袋		
織布袋		
ゴム引き織袋		
金属製容器		
プラスチック製容器		
ファイバ板製容器		
プラスチックトレイ		
木製トレイ		
木製容器		

㈱1）ロケットモーター用推進薬について金属製容器を使用する場合は、容器内部又は外部の要因による内圧の増加によって起こる爆発の危険性を防ぐ措置をすること。

2）トレイは、仕切りの付いたものに限ること。

別表第１備考11の２「202」の項を次のように改める。

「202」は、次の容器及び包装等を示す。

開放式極低温容器及び密閉式極低温容器（深冷液化ガス用のもの）

㈱1）開放式極低温容器に係る要件は次による。

ア）通常の使用及び輸送において、材質の劣化も含め、輸送中のあらゆる状況に耐えられるよう設計、製造、検査及び装備がされていること。

イ）内容量は金属製容器にあっては50ℓ以下、ガラス製又は陶製容器にあっては５ℓ以下であること。

ウ）真空断熱の二層構造となっていること。また、容器の外面に霜が付着しないものであること。

エ）材質は、使用時の温度において適切な特性を保つこと。

オ）輸送許容物件と直接接触する容器は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は容器の強度を損なってはならない。

カ）ガラス製の二層構造を有する容器は、通常の輸送において起こり得る圧力及び衝撃に耐えるよう適切な緩衝材又は吸収材を入れて外装容器に収納されなければならない。

キ）台座等により、輸送中に倒れることのないよう設計されていること。

ク）金属製又はガラス製の真空断熱容器又は魔法瓶であって、容器内の圧力を増加させないよう大気への通気孔を備えたものであること。また、その通気孔はガスを放出し、輸送中に外れることがないよう器具を装備していること。さらに、液体の飛散を防ぎ、容器内で維持される構造であること。

ケ）容器の表面に、次に掲げる事項を押印、刻印、焼印等を行うことにより消えないよう表示すること。

ａ）製造者の氏名及び住所

ｂ）型式番号及び名称

ｃ）シリアル番号及びバッチ番号

ｄ）容器に封入する輸送許容物件の国連番号及び品名

ｅ）リットル単位による容器の許容容量

コ）使用する冷却液体は窒素、アルゴン、クリプトン、ネオン又はキセノンに限ること。

2）密閉式極低温容器に係る要件は次による。

ア）断熱されていること。

イ）次の耐圧試験圧力により充てんされていること。

ａ）真空断熱の容器については、充てん時及び排出時を含めて最大内圧の1.3倍以上に100kPaを加えた値以上

ｂ）他の容器については、充てん時及び排出時に生じる圧力を考慮し、最大内圧の1.3倍以上

ウ）非引火性かつ非毒性の深冷液化ガスについては、充てん温度及び100kPaの圧力での液の量が内容量の98％以下であること。

エ）次の圧力除去装置を備えていること。

ａ）容量550ℓを超える容器については、サージを含む動的な力に耐えられる圧力除去装置を２以上

ｂ）容量550ℓ以下の容器については、サージを含む動的な力に耐えられる圧力除去装置を１以上（バネ荷重装置と一緒にフランジブルディスクを使用することができる。）

オ）ジョイント部の漏洩防止及び口蓋の密閉性の維持に使用する材料は内容物と反応しないものであること。

カ）圧力除去弁定期検査に合格していること。また、定期検査の間隔は５年を超えないこと。